

事務連絡
令和4年11月9日

介護サービス提供事業所 御中

香美市健康介護支援課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの適用終了について

香美市では、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」（令和2年4月7日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に則り、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合、要介護認定及び要支援認定の有効期間を合算できる取扱い（以下「臨時的な取扱い」という。）を適用しておりましたが、先般発出された「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」（令和4年10月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に示されたとおり、臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとし、令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施しますのでご承知おきください。

香美市健康介護支援課 介護保険係
TEL 0887-52-9280
FAX 0887-53-4572